

## 町の人口 (令和3年3月1日現在) (先月1日比)

人口	7,207人	減	5人
男	3,609人	減	4人
女	3,598人	減	1人
世帯数	4,245世帯	減	5世帯

期間内の異動	転入・出生	23人 (うち転入20人出生3人)
	転出・死亡	28人 (うち転出15人死亡13人)

## 各地域の人口・世帯数 ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,042	1,773	1,735	3,508
大賀郷	1,394	1,166	1,164	2,330
樫立	270	233	224	457
中之郷	359	307	338	645
末吉	180	130	137	267
全体	4,245	3,609	3,598	7,207

## 水道料金の全額補助の期間を延長します

- ▶ 対象者 …………… 八丈町の水道を使用しているすべての皆様（官公庁は除く）
- ▶ 期 間 …………… 7月請求分まで（延べ 令和2年5月～令和3年6月検針分まで）
- ▶ 内 容 …………… 水道料金（装置料金、消費税含）を全額補助
- ▶ 補助の方法 …… 期間中の水道料金は請求されません。（申請はいりません。）

※検針は、毎月行いますが、各水道により検針日は異なります。検針日については、「水道使用量のお知らせ」（検針票）の今回検針日をご確認ください。

## 目次

- |   |   |
|---|---|
| 2-6 ▶ 令和3年度施政方針／やろごんプロジェクト              | 19 ▶ 時間外選定療養費 訂正／成人男性風しん抗体検査・予防接種／来島者数・観光客数推計 |
| 7 ▶ 令和3年度八丈町事業費一覧表・平成3年度各会計予算状況         | 20 ▶ 子どもの定期予防接種／子ども家庭支援センター／小笠原親善訪問中止         |
| 8 ▶ 樫立自治会 対話集会（書面開催）                    | 21 ▶ 母子保健／春の全国交通安全運動                          |
| 9 ▶ シルバーバス制度／八丈町老人優待乗車券／「表示登記の日」無料相談    | 22 ▶ 環境だより                                    |
| 10-11 ▶ 税のお知らせ／住民係から／地域振興に係る補助事業（第1回）募集 | 23 ▶ 水道だより／し尿・雑排水など収集運搬業務休業日／言語機能訓練           |
| 12 ▶ 国保だより／【経済産業省】中小法人・個人事業者のための一時支援金   | 24 ▶ 犬の登録・狂犬病予防注射                             |
| 13 ▶ 国民年金                               | 25 ▶ 発達障害啓発週間／図書館お知らせ                         |
| 14-15 ▶ 後期高齢者医療保険からのお知らせ                | 26 ▶ 教育委員会だより                                 |
| 16 ▶ 電話で弁護士相談「島しょ法律相談」／くらしの法律税金相談会      | 27 ▶ 【伐採木を無料で配布します】道路事業伐採木無料配布（試行）            |
| 17 ▶ 島外医療機関へ通院される方への交通費一部助成（令和3年度）      | 28 ▶ ファミリー・サポート提供会員（有償ボランティア）大募集／八丈町英会話教室生徒募集 |
| 18 ▶ 地域包括支援センター／介護保険お知らせ／老人クラブ活動        | 29 ▶ 八丈病院からのお知らせ／八丈島スポーツ親善大使／航路ダイヤ            |

掲載の日程などは全て編集時点の予定であり、情勢により変更等行う場合がございます。



# 令和3年度施政方針

八丈町長 山下 奉也

令和3年第一回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

## 【はじめに】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災からちょうど10年を迎えます。改めて東日本大震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、被害に遭われた方々へ心より御見舞いを申し上げます。私も、平成23年9月の八丈町長就任から、10年が経過しようとしています。議員の皆様をはじめとする多くの方々のご支援・ご協力の下、様々な課題や問題を解決し、新たな取り組みを行うことができました。この場をお借りして御礼申し上げます。令和3年度も、大きな決意と情熱をもち「未来へ躍進」する町づくりのため、全力を注いでまいります。

各課題に対してはこれまでも全力で取り組んでまいりましたが、まだ全ての課題が解決したとは言えません。これまでの経験や実績を生かし、10年後、20年後の八丈町のすがたを創造し、後継者を未来志向で育成することで、町民の皆様福祉の向上に繋がるよう励んでまいります。平成23年より八丈町基本構想・基本計画を基に10年間町づくりを行ってまいりました。令和3年度からは新たな基本構想・基本計画を基に、課題解決を図ってまいります。

昨年より新型コロナウイルス感染症の拡大で、多方面に渡り、影響が出ております。八丈町も、例外ではなく大変な状況ですが、人の往来が少ない今こそ社会基盤や産業基盤の整備を行うことで、ピンチをチャンスに変えていく契機となるよう取り組んでまいります。

日本でも新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まりました。八丈町も国や都の動向を注視し、関係機関と連携を図りながら町民への円滑な接種に向け鋭意準備を進めてまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症は誰でも感染する可能性があるものです。感染者や医療従事者またはその家族に対しての不当な差別、偏見、誹謗中傷は、どのような理由があっても許されるものではありません。人権や個人情報に努めて配慮いただくようお願いいたします。今後も町民の皆様一人ひとりや来島される皆様がお互いの感染症対策を十分にとった日々の生活「新しい生活スタイル」を過ごしていただきますようご協力をお願いいたします。

さて、今年は、昨年延期になってしまった東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されております。島内外で開催される各種イベントにおいて、世界の人々に八丈町の持つ魅力を積極的に発信し、今後の来島に繋がるようこの島の持つ潜在的な可能性を引き出してまいります。

東京オリンピック・パラリンピック関連では、明るい兆しが見通せる一方、自然災害に対しては人の想像を超えた規模での災害が世界中で発生しております。

昨年の台風14号では、八丈町で、観測史上類を見ない大雨が記録されるなど、今までに経験したことのない事象が起きました。幸いにも人的被害は出ていないものの、多くの家屋や島内各地での土砂流出が報告されました。他県での被害も毎日のようにテレビで放映され、災害の報に触れるたびに、自然災害の恐ろしさを深く感じております。

また、先程も述べたように東日本大震災から10年を迎えます。そのような中、2月13日には、福島・宮城で震度6強の地震が発生いたしました。被害に遭われた皆様に御見舞い申し上げます。天災は忘れたころにやってくるという言葉のように、人は災害に直面した当初は、恐れおののき天災に対する意識を新たにしますが、長い年月を経るうちに、災害の恐ろしさを忘れてしまいます。自然災害から町民の生命、身体および財産を守ることが行政運営の基本であり、より防災の意識を高めるとともに、今後も実効性のある災害対策に取り組んでまいります。

本年4月より、東京都との連携により都立八丈高等学校に特別支援学校分教室が設置されます。特別支援学校分教室の設置により、一人ひとりの学びの充実を図るとともに、卒業後の就労場所受け入れの一つとして農福連携への道も探りながら環境を整えてまいります。

町の基幹産業でもある、農業、漁業、商工・観光業のそれぞれの発展のための基盤整備は基より、経済的資源の点

と点を結び面としての実効性を発揮できるよう、有機的な取り組みを行い、雇用の場の創出と定住化を押し進めてまいります。

八丈町の財政事情は、厳しい状況のままですが、島の未来に必要な施策は、積極的に事業展開を図ることも必要です。このような施策を着実に進めるため、地域特性や可能性を生かした地方創生を行ってまいります。

## 【主要施策】

### 【再生可能エネルギー】

新たな地熱発電の開発に向けて、開発事業者による様々な調査が、地域のご協力のもと進められてきました。それらの調査結果を踏まえ、今春から開発事業者による試験井の掘削が予定されております。町としては、町民の皆様のご理解のもと円滑に工事が進むよう、開発事業者と連携し、町民の皆様への丁寧な説明や安全第一による工事の実施など、事業の実現に向けて取り組んでまいります。

### 【防災対応】

自然災害への対応強化のため、気象庁をはじめとした関係機関との連携を今まで以上に緊密に行うとともに、備蓄装備品の拡充による避難所での感染症対策の強化を図ってまいります。

また、防災行政無線のデジタル化に伴う工事を継続して実施してまいります。

### 【納税】

町税は、地域社会における様々な行政サービスを提供していくための重要な財源です。納期限内納付の重要性を周知徹底し、税収の確保と納税秩序の維持に努めるとともに、事務の効率化を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症が納税者に与える影響に鑑み、徴収の猶予や中小企業者の固定資産税の減免制度について周知を図り、対応したところです。今後も国や都の動向を注視しながら対応を進めてまいります。

### 【個人番号制度・各種証明書等の交付】

マイナンバーカードを含め、各種証明書等の交付に際し、本人確認を厳格に実施するとともに、個人情報の漏洩を防止し、適切な制度運用を図ってまいります。

### 【国民健康保険・国民年金】

国保は、東京都とともに安定的な財政運営を担うために、都から示される市町村標準保険料率を踏まえ、激変緩和措置を講じながら、国保料率を改定してまいります。

適正な税負担について、ご理解いただけるように丁寧な周知に努めてまいります。

国民年金においては、制度の周知を図ってまいります。

### 【廃棄物処理】

新八丈町クリーンセンター建設事業につきましては、主に敷地造成工事を実施いたします。将来にわたり安全かつ安定的なごみ処理が出来る施設として、令和6年度からの供用開始を予定しております。

また、一般廃棄物の発生抑制や排出量に応じた処理費用の負担の公平化を図るため、令和3年度から粗大ごみ処理の全面有料化を図り、皆様に経費の一部をご負担いただきます。また、事業系ごみ、し尿処理手数料についても増額改定を行ってまいります。

今後も廃棄物の適正処理とリサイクル推進に引き続き取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。

### 【環境衛生対策】

大量発生により住民生活や自然環境へ様々な影響を及ぼしている、アシジロヒラフシアリをはじめ、ヤンバルトサカヤスデやアズマヒキガエル等の外来生物について、関係機関と協力して適切な防除対策を講じてまいります。

関連施設においては、火葬場の適切な運営と衛生管理に努めるとともに、垂戸公衆トイレの改修および浄化槽設置工事等を実施してまいります。

**【保育園】**

老朽化した施設の整備計画を進めるとともに、子育て世帯のニーズに対応し、適正で安全な保育運営の充実を図ってまいります。

**【子ども家庭支援センター】**

子育て応援拠点として、妊娠から子育て期まで親子に寄り添う支援を総合的・継続的に実施してまいります。

**【高齢福祉】**

高齢者がこれまで培った知識、経験を活かし、「地域を支える担い手」として活躍できるように、シルバー人材センターの運営や老人クラブ等の活動を支援してまいります。

**【介護保険】**

第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が暮らし慣れた島の中で安心した生活が送れるよう、関係機関とともに適切に対応してまいります。

**【障がい福祉】**

第6期八丈町障がい者福祉計画に基づき、障がい福祉サービスおよび地域生活支援事業等の充実を図るため、関係機関と連携した取り組みを推進してまいります。

**【保健・母子・健康増進事業】**

島外の医療機関通院の交通費一部助成を継続して行います。

妊娠された方や子供たちの健康と発育環境を守るべく、今まで以上に切れ目のない支援を講じ、健診や面談、国で定められた予防接種等の実施を安定的にできるよう努めてまいります。

また、がん患者の社会進出や就労支援を図るため、がん治療に伴うウィッグや胸部補正具の購入費助成を新たに実施してまいります。

**【予防接種事業】**

新型コロナウイルス予防接種事業は関係機関と連携を取りながら、接種体制の確保に努めてまいります。

**【温泉事業】**

町民の皆様の健康増進や観光資源として快適に利用できる施設運営に努め、合理的な施設管理を検討しながら計画的に施設の改修整備を実施してまいります。

**【土木・町営住宅事業】**

国からの社会資本整備総合交付金事業においては、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線を道路改良事業で、継続して施工してまいります。

市町村土木補助事業においては、藍ヶ江線ほか3路線を道路改良事業で、継続して施工してまいります。

また、その他の町道各路線の適切な維持補修にも努め、地域住民の利便性、安全性、観光振興、産業振興に考慮しながら、道路整備事業に取り組んでまいります。

町営住宅については、現行計画に沿って既存住宅の計画的な維持管理を行い、更新コストの縮減を図るため屋根や外壁の改修工事、塩害などで腐食した設備の修繕工事を継続的に実施してまいります。

**【農業関連事業】**

新規就農者の確保と育成に向けて「八丈町農業担い手育成研修センター」への第6期研修生3名の入所をはじめとする就農希望者受入体制の強化を図ってまいります。

農地の利用促進を図るため、農業委員会と連携し積極的に農地の流動化に努め、生産施設等の整備を計画的に進めることで共撰共販体制の強化と支援を行い、高品質な農産物の出荷に取り組んでまいります。

農業基盤整備として、大賀郷、樫立、中之郷にそれぞれ1路線の農道を整備、また大賀郷地域の農業用水施設の改修工事実施設計、防災事業として中之郷銚子の口ため池の改修工事実施設計を行います。森林整備ではポットホール

散策路整備を継続して行ってまいります。

### 【観光振興】

観光振興については、国・東京都の新型コロナウイルス感染症に対する方針や取り組みを注視し、八丈島観光協会等と連携し効果的な観光PRを実施します。また、ふるさと村古民家での接待サービスや、トレッキングコースなど観光客の受け入れ環境の整備を行うとともに、スポーツ交流や団体集客事業による観光誘致の取り組みを継続し効果的な集客を図ってまいります。

### 【水産・商工業振興】

水産業振興については、漁業経営の安定化を図るため、運航費用、漁船無線設備への支援や、令和4年度に小島南西沖へ設置するための浮魚礁を製作します。後継者対策では、漁業担い手確保委員会を中心に新規就業者の育成・確保に引き続き努めてまいります。

商工振興については、商工会が行う事業や伝統工芸品である「黄八丈」の事業について、引き続き支援を行ってまいります。

### 【消防】

消防団救助能力向上資機材整備事業として、各分団に災害現場で活用する発電機6台と団員間の連絡用のトランシーバーを31台配備するなど強化いたしました。

令和3年度は、消防団員の災害現場での安全な活動を確保するため照明車の更新を行います。

今後も多様化、巨大化する各種災害に対し、消防職員、消防団員の教育訓練の充実、各関係機関との協力体制強化を図りながら対応してまいります。

### 【学校教育の充実】

全小中学校の児童、生徒に配備したタブレット型端末を活用して、授業支援や個別学習の最適化を図り、子供たちの学習機会の保障、学びの質の向上を進めてまいります。

全小中学校の特別教室にエアコンを設置して、快適に授業を受けることができる環境を2か年で整備いたします。

本年度は、小学校の特別教室に設置いたします。

学校施設の長寿命化計画に則り、延命化のための改修工事を進めてまいります。

### 【生涯学習と文化・スポーツ振興】

町民の学習活動やコミュニティ活動を支援するため、社会教育施設の環境整備に努めてまいります。

八丈島文化協会をはじめとする諸団体の芸術・文化活動の支援を実施し、町民が芸術・文化に親しみ、参加できる機会の充実を図ってまいります。

歴史民俗資料館の展示物については、八丈支庁展示ホールでの公開を引き続き実施し、八丈島の歴史や文化を発信します。

歴史民俗資料館の開館に向けて、展示実施計画、建築実施設計を行ってまいります。

中之郷公民館の建替に向けて、建設準備委員会を設置し検討してまいります。

### 【水道浄化槽事業】

水道事業は、令和4年度の完成を目指し、引き続き、大川浄水場改修工事を行ってまいります。また、安全、安心な水を供給するため、老朽化した管路、施設の更新を行ってまいります。

浄化槽事業は、自然環境の保全と生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の普及率向上の啓発活動を図ってまいります。

### 【一般旅客自動車運送事業】

都道工事に伴う移転による事務所と車庫の建設工事に着手し、令和4年度の完成を目指してまいります。乗合事業と貸切事業の安全な運行に努めるとともに、乗合事業については、効率の良い運行を行うため、路線の見直しを行ってまいります。

**【病院事業】**

町立八丈病院が掲げる、患者の立場に立ち、地域に根差した医療を提供し、患者の家庭、社会復帰の自立支援を行うという理念の元、医療従事者の確保に努め医療レベルの維持を継続してまいります。また、救急医療と島外医療機関との適切な連携により安心感を与える医療を提供してまいります。

第二種感染症指定医療機関として感染症対策に全力で取り組んでまいります。

院内事務の根幹をなす電子カルテシステムの更新を実施し、効率の高い体制を推進してまいります。

**【おわりに】**

以上、令和3年度の主な施策の概要について、申し上げました。

来年度の各会計の予算額は、一般会計74億8千万円、特別会計24億7千万円、企業会計35億7千万円、合計で、約135億2千万円となりました。

財政状況は依然として厳しい状況に変わりはありませんが、農業・漁業の基盤整備や教育関連施設整備などの投資的施策を中心に、先を見据えた事業に積極的に取り組んでいく予算となっております。

これらの施策を着実に遂行することで「住民が主役の町づくり」を目指し、町民の皆様のご理解のもと全力で取り組んでまいります。

ここに、重ねて、議員各位ならびに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

**八丈やるごんプロジェクト**

**八丈学2年目始まりました!**

八丈高校の地域学習である「八丈学」が2年目を迎えました。新1年生、新2年生がそれぞれの視点で、八丈島の良さを広める取組に貢献していきます。

東京都教育委員会・東京都立八丈高等学校（全日制）

令和3年度 地域との協働による高等学校改革推進事業（地域魅力化型）

**八丈やるごんプロジェクト～八丈島を支える人材を地域とともに育てる～**

**生徒アンケート結果より** **現状1**

『島に戻ってきたい』生徒全体の58%

他人任せで受動的

誰かに八丈島を活性化してほしい  
→当事者意識の欠如

※やるごんとは八丈言葉で「やろう」という意味

**八丈島を支える人材**

↑

**当事者意識の醸成と地域貢献**

- 高校生自身が当事者として八丈島の歴史・文化・産業を理解
- 八丈島の価値と課題を発見、提案し、地域開発等の取組を実践

**現状2**

高校魅力評価システムの結果

生徒	八丈島の大人
56.5%	76.2%
54.3%	90.5%

「地域の人の課題などに触れる機会がある」に「ある」と答えた者  
※八丈島の大人と子どもとの意識がずれてきている

**運営指導委員会**

- 東京都教育委員会
- 八丈町教育委員会
- 長田商店 製菓やたけ

**島外コンソーシアム**

- 東京都立大学総合研究推進機構
- 東京都立産業技術大学院
- 東京都立第五商業高等学校
- 東京都立芝商業高等学校
- 東京都立立川高等学校
- 日本エコツーリズム協会 フェロロジー・カレンダー研究会
- 島嶼コミュニティ学会
- ハワイ大学ヒロ校
- ワイアケア高等学校（ハワイ）

**1学年 気づく** 学校設定教科・科目 **八丈学Ⅰ(1単位)**

・地域の講師による八丈島の基礎学習と『フェロロジー・カレンダー』の制作  
・都内小中高等学校における『島外学習』発表

**2学年 深める** 総合的な探究の時間 **八丈学Ⅱ(1単位)**

・八丈島の「価値」と「課題」の探究学習  
・生徒による課題解決策の提案  
・『八丈全島民会議』における提案の発表

**3学年 伝える** 総合的な探究の時間 **八丈学Ⅲ(1単位)**

・2年次の提案をもとにした、地域開発や起業実践  
・『観光甲子園』や『マイプロジェクト』等コンテストの応募  
・八丈島を支える取組の実践

**カリキュラム開発等専門家**

- 帝京大学教育学部増淵達夫教授

**島内コンソーシアム**

- 八丈町 東京都八丈支庁
- 東京都教育庁八丈出張所
- 八丈島空港ターミナルビル（株）
- 八丈植物公園ビジターセンター
- 東海汽船(株) 八丈島観光協会
- 八丈島乳業(株) 南海タイムス
- 八丈島エコツアガイド協会
- 八丈島文化協会 八丈高校PTA
- 八丈太鼓よされ会 八丈町商工会
- 移住定住者促進協議会
- ちゃんこめ作業所
- リードパークリゾート八丈島（株）

**【高校入学前の土台】八丈町立小学校・中学校における取組**

『八丈言葉』『職場体験』『お魚教室』『海浜清掃』『環境学習』『八丈太鼓』『ショメ節』等

事業対象学科の生徒（2021年4月1日時点）					学校全体の生徒数（2021年4月1日時点）				
学科	1年	2年	3年	計	学科	1年	2年	3年	計
普通科	35	40	34	109	普通科	35	40	34	109
					併合科				
					園芸科	3	5	2	10
					家政科	2	7	2	11

**「八丈学」はどなたでも見学可能です！ 日時等はお問い合わせください。**

■問い合わせ■ 八丈町企画財政課 電話 2-1120 / 八丈高校全日制副校長 電話 2-1182

### 令和3年度八丈町事業費一覧表

前年度比 △ 2.4%

歳 入		
区 分	本年度 予算額 (単位：千円)	本年度 予算構成費 (%)
町税	905,538	12.1
地方譲与税	59,009	0.8
地方消費税交付金	148,364	2.0
自動車取得税交付金	1	0.0
環境性能割交付金	8,628	0.1
地方交付税	2,476,000	33.1
分担金および負担金	2,508	0.0
使用料および手数料	200,279	2.7
国庫支出金	490,235	6.6
都支出金	2,096,806	28.1
繰入金	248,604	3.3
諸収入	216,656	2.9
町債	554,200	7.4
その他	68,390	0.9
利子割交付金	1,090	0.0
配当割交付金	4,826	0.1
株式等譲渡所得割交付金	2,041	0.0
法人事業税交付金	8,258	0.1
地方特例交付金	8,693	0.1
交通安全対策特別交付金	2,408	0.0
財産収入	37,872	0.5
寄附金	3,201	0.1
繰越金	1	0.0
合 計	7,475,218	100.0

歳 出		
区 分	本年度 予算額 (単位：千円)	本年度 予算構成費 (%)
人件費	1,410,595	18.9
物件費	1,462,323	19.6
維持補修費	293,800	3.9
扶助費	544,867	7.3
補助費等	907,219	12.1
普通建設事業費	1,627,372	21.8
補助事業費	494,114	6.6
単独事業費	1,133,258	15.2
公債費	706,237	9.4
繰出金	422,917	5.7
積立金	0	0.0
その他	99,888	1.3
災害復旧事業費	4	0.0
投資および出資金	60,000	0.8
貸付金	26,200	0.3
予備費	13,684	0.2
合 計	7,475,218	100.0

### 平成3年度各会計予算状況

各会計予算状況 (単位：千円)				
会 計	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 (A) - (B) (C)	増減率 (C)/(B) %
一般会計	7,475,218	7,661,562	▲186,344	▲2.4
特別会計	2,470,903	2,504,104	▲33,201	▲1.3
介護保険 特別会計	1,065,092	1,071,751	▲6,659	▲0.6
後期高齢者 医療特別会計	206,932	205,723	1,209	0.6
国民健康保険 特別会計	1,198,879	1,226,630	▲27,751	▲2.3
公営企業会計	3,571,481	3,424,981	146,500	4.3
水道事業会計	1,299,763	1,218,920	80,843	6.6
一般旅客自動車 運送事業会計	246,997	192,868	54,129	28.1
病院事業会計	1,914,685	1,899,606	15,079	0.8
浄化槽設置管理 事業会計	110,036	113,587	▲3,551	▲3.1
合 計	13,517,602	13,590,647	▲73,045	▲0.5

一般会計から特別会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度 繰出金 (A)	前年度 繰出金 (B)	比較 (A) - (B) (C)	増減率 (C)/(B) %
国民健康保険 特別会計	103,757	115,380	▲11,623	▲10.1
介護保険特別会計	192,270	203,797	▲11,527	▲5.7
後期高齢者医療 特別会計	126,890	124,399	2,491	2.0

一般会計から公営企業会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度 繰出金 (A)	前年度 繰出金 (B)	比較 (A) - (B) (C)	増減率 (C)/(B) %
水道事業会計	80,163	64,731	15,432	23.8
一般旅客自動車 運送事業会計	50,481	50,481	0	0.0
病院事業会計	288,236	287,264	972	0.3
浄化槽設置管理 事業会計	25,564	36,275	▲10,711	▲29.5

一般会計から公営企業会計への出資の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度 繰出金 (A)	前年度 繰出金 (B)	比較 (A) - (B) (C)	増減率 (C)/(B) %
浄化槽設置管理 事業会計	10,000	0	10,000	皆増
一般旅客自動車 運送事業会計	50,000	0	50,000	皆増

## 檜立自治会 対話集会（書面開催）

新型コロナウイルス感染症にともなう諸般の事情に配慮し、対話集会は書面開催とし、次のとおり意見交換が行われました。

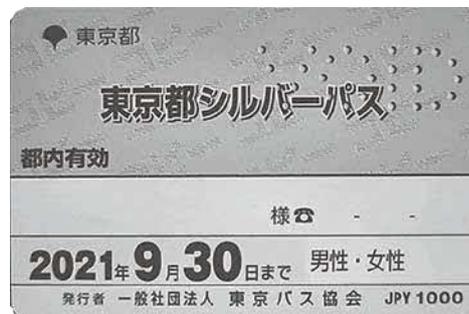
### 【檜立自治会】

質問 1	設置施設が休日等で閉鎖している場合AEDが使用できない。地域住民への設置場所の周知と、いつでも使用できる体制を作りたい。また、駐在所のAEDが常時使用可能であることをもっと周知してほしい。
回答 1	公民館など教育課の管理する施設は、休館時は無人となるため保安管理上施錠しています。現在、建物内に設置しているAEDを常時使用可能にするには建物の外部に移設する必要があります。通電を行う救命機器を、塩分を含む風雨の影響を受ける建物外に置くことはカバーで覆ったとしても、緊急時に使用することを考えると不作動を起こすリスクを考慮しなければなりません。そのリスクを勘案すると、建物利用者のために設置してあるAEDを建物外へ移設することは難しいです。
質問 2	<b>唐滝（硫黄沼）の案内板について</b> ① 大雨による土砂崩れで道路通行不能と聞いています。急ぎ復旧をお願いします。 ② トレッキングコースと三原林道との連絡路（地図にある）の整備をお願いします。
回答 2	① 昨年5月の大雨の影響により、硫黄鉱山入口の反対側にある滝南西側の崖が崩落し散策路の一部が歩行することができない状況になりました。唐滝の下部に八丈支庁により治山事業としてダムが作られています。該当箇所についても治山事業箇所に該当するようです。しかしながら「近くに民家、道路、公共施設等の保全対象がないこと」「重機の導入等、工事の施工が極めて困難であること」の理由により工事の施工計画は未定とのこと。崩落より半年以上が経過し、その間に幾度か警報級の大雨も降りましたが新たな崩落は確認できないことから現在の状態で安定していると判断し、ロープや看板等で注意喚起等をした上で2月8日より通行禁止を解除する予定です。 ② ご要望の箇所について、既に主要な散策路の整備をしていることや他の経路が複雑で迷いやすいことから現在通行を推奨していない状況です。三原山には地元の方ですらわからない道が多いとも聞いており、他の箇所でも道に迷う方が出てくる恐れがあるため今後も主要ルート以外は推奨しない方向で考えております。
質問 3	週末には坂下からも大勢の親子が遊びに来て、子育て世代の貴重な交流の場となっている檜立児童公園に鉄棒やうんてい等の遊具（小児用）を追加で設置してほしい。
回答 3	児童公園への遊具の設置について、子供たちが安全に遊べるか危険でないかを第一に考慮する必要があり、檜立児童遊園地の駐車スペースや現在の遊具の配置状況を考えると増設は難しいと考えています。
質問 4	春先から秋にかけて猛烈な数の小アリが家屋に浸入してきますが対応策はないのでしょうか。
回答 4	町職員により昨年6月・7月に島内5地域でアリが最も好む餌の調査を実施し、8月には檜立地域の皆様のご協力のもと約400世帯を対象に、1世帯あたり20個の市販のベイト剤（毒餌）を設置（20個×400世帯、計8000カ所）する一斉防除試験を実施しました。その結果、ベイト剤は70%以上アリがよく食べていたと報告されたものの、アリの数が減少したとの報告は20%にとどまり、今回の方法では良い結果が得られませんでした。 なお、防除試験実施後も生息状況調査や年間活動調査を継続するとともに、アリの検体を専門家に送っており本年3月にはその調査結果が出される予定となっています。今後はこのデータ結果をもとに薬剤を変更し、本年の5月と7月に再び檜立地域の皆様にご協力を頂き防除試験を実施する計画でその予算を計上します。令和3年度に実施した場合、その結果によって令和4年度も防除試験を実施するのか、または数年をかけて全島での取り組みに着手するのかを検討していくこととなりますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

# 東京都シルバーパス シルバーパス制度をご存知ですか

■問い合わせ・申し込み■  
企業課運輸係 電話 2-1126

満70歳以上の都民の皆さんの積極的な社会参加を支援するために、東京都の支援のもとに実施している制度です。発行は申し込み制で、利用期間中は下記のバスなどが自由にご利用いただけます。



## ◎利用できるバスなど

- 八丈町営バス ● 都内路線バス
- 都営地下鉄（大江戸線、新宿線など）
- 日暮里・舎人ライナー ● 都電

## ◎利用期間（今回申請分） 9月30日（木）まで

（見本）

対象区分	費用	必要書類
<b>満70歳以上の都民</b> 区市町村民税が非課税の方 または 課税で合計所得金額125万円以下の方	1,000円	①住所・氏名・生年月日が確認できる書類 （例：健康保険証、運転免許証など） ②令和2年度区市町村民税非課税の方は課税状況が確認できる書類 （例：住民税非課税証明書、介護保険料納入通知書など）
<b>満70歳以上の都民</b> で上記以外の方	10,255円	住所・氏名・生年月日が確認できる書類 （例：健康保険証、運転免許証など）

# 八丈町老人優待乗車券について

65歳～69歳の方は八丈町老人優待乗車券をご利用いただけます。

**利用期間、費用、必要書類については、上記シルバーパスの記事内と同様です。**

- ◎受付窓口 …………… 福祉健康課高齢福祉係、各出張所
- ◎利用できるバス …… 八丈町内の路線バス
- ◎対象者 …………… ● 65歳～69歳の方 / ● 八丈町の区域内に住所を有する方  
 ※65歳になる方は、誕生月の初日から申し込みができます。  
 ※1日生まれの方は、前月の1日から申し込みができます。

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

# 「表示登記の日」無料相談

- 相談内容 土地・建物の調査・測量、境界問題および不動産の表示登記の相談
- 相談日時 4月9日（金）午前10時～午後3時まで
- 相談場所 斎藤孝道土地家屋調査士事務所 大賀郷7957番地
- 電話番号 電話 2-2185
- 相談担当 東京土地家屋調査士会七島支部 斎藤 孝道
- 後援 東京法務局

# 税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

## 固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋（土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋）の価格（評価額）をみることができます。

### ○縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの
① 令和3年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です

#### 【縦覧内容】

- 土地 所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋 所在・家屋番号・用途・構造・床面積・価格

#### 【注意事項】

- 縦覧帳簿には所有者氏名は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください
- ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者氏名や評価の内容をお知らせすることはできません
- 混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします

【手数料】 ●無料

課税台帳の証明（税額は記載されません）の申請をすることができます。

### ○証明を申請できる方

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）または登記簿謄本（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要です
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要です

【手数料】 ●証明書：同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円

●名寄帳：縦覧期間中の所有者本人による閲覧無料

■場 所 税務課課税係 固定資産税担当 ■問い合わせ 電話 2-1122

■縦覧期間 4月1日（木）～5月31日（月） ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

## 税のお知らせ(つづき)

## 申告期限の延長

申告所得税、消費税および町都民税の申告期限が4月15日(木)に延長されています。

なお、申告期限が延長されたことにより、提出された確定申告書や町都民税の申告書の内容が、町都民税、各種保険料等の算定に間に合わない場合があります。その場合は順次反映しますので、ご理解をお願いします。

固定資産税(土地)における  
土砂災害特別警戒区域に関する補正について

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)では、特定の開発行為に対する許可制や建物の構造規制、建物の移転等の勧告などを受けることがあります。そのため標準的な宅地と比べて市場性が劣ることから、評価において、土砂災害特別警戒区域の指定を受けた土地に令和3年度から補正率(0.7)を付し評価します。

## 町税の納付にお困りの方は必ずご相談ください

病気や怪我、事業の休廃止などの事情により、納期限までに納付できずにお困りの方は、必ず納付相談を行ってください。

業務時間内に来庁できない方は、事前の電話申込により業務時間外(午後5時15分~7時)に納付相談を行っています。

## ▼ 差押等の滞納処分について ▼

町では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対し、文書などにて納付のお願いをしていますが、それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査・財産の差押などの滞納処分を行っています。

## 住民係からのお知らせ

■問い合わせ■ 住民課住民係 電話2-1123

## ● 本人確認の実施について ●

戸籍全部事項証明書(謄本)、戸籍個人事項証明書(抄本)、※住民票の写しの請求に際して、窓口にお越しの方の本人確認を実施しています。窓口にお越しの際は、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)等のご本人を確認できるものをご用意ください。

※……「住民票の写し」の交付には、同一世帯でなければ窓口交付できないため、親子であっても世帯が分かれている場合には「委任状」が必要となります。

## ● 転居・転入される方へ ●

転居や転入など、住所が変わるときには、※マイナンバーカード(個人番号カード)の住所情報を更新する必要があります。

※マイナンバーカードには住所氏名情報がデータとしても登録されており、券面の住所記載の他に、データの書き替えが必要となり、書き替えには交付時に設けられた4桁の暗証番号が必要となります。また、15歳以上でカードを取得されている方は、「電子証明書」が標準で登録されており住所が変わった際には、新たな住所での「電子証明書」の発行と再登録をします。前述の4桁の暗証番号の他に、アルファベットと数字の組み合わせ6文字以上のパスワードが必要となります。

## 令和3年度地域振興に係る補助事業(第1回)の募集

東京都島しょ振興公社では、地域振興を図ることを目的に事業を実施する、島しょ地域にお住まいの個人・団体に対し、その経費の一部を補助しています。詳細は企画財政課で配布する募集案内・交付要綱、または、東京都島しょ振興公社ホームページをご覧ください。

## ■問い合わせ■

公益財団法人東京都島しょ振興公社 電話03-5472-6546  
企画財政課企画情報係 電話2-1120

◎募集期間 4月1日(木)~21日(水)

# 国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話 2-1123

## ◎医療費適正化について

皆さんが病気やけがをして保険医療機関で診察を受けた場合、窓口で支払う料金は医療費の3割～1割で、残りを国民健康保険（皆さんが収める国保税等）で負担しています。

国保の財政は医療費の増加により大変厳しい状況になっています。医療費が増加し続けると国保財源の確保が困難になり、最終的には被保険者の負担が増え国民健康保険税の引き上げにつながることになります。

医療費の上昇は、皆さんのちょっとした心がけで抑えることができます。

### 【医療費適正化のポイント】

- 生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよくとりましょう。
- 定期的に健診を受けて、健康管理に役立てましょう。
- 重複受診はひかえましょう。
- 緊急以外の休日・時間外受診はさけましょう。

- ◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。
- ◆国保税は国保制度の重要な財源です。被保険者の皆さん、納め忘れのないようご注意ください。
- ◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。
- ◆病気や事故等により保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度がありますのでご相談ください。

※その他、国民健康保険証や制度について分からないこと、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

## 健康トピック 4月7日は世界保健デーです

世界保健デーは、世界保健機関（WHO）が設立された、1948年（昭和23年）4月7日を記念して設けられたものです。

「世界保健デー」には、毎年、WHOによって国際保健医療に関するテーマが選ばれます。2021年のテーマは「健康格差」。4月7日の世界保健デーまでに、パンデミックとそこにある不平等の両方を克服するための希望の象徴としてワクチンがすべての国で投与されるようにしたいと述べています。（日本WHO協会ホームページより引用）

「世界保健デー」を機会に身近な「健康」について考えてみてはいかがでしょうか。

..... 健康相談はどなたでも、福祉健康課保健係で実施しています。お気軽にご利用ください。 .....

## 【経済産業省】中小法人・個人事業者のための一時支援金

1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売り上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付しています。

◎申請受付期間……5月31日（月）まで

- ◎対象……
- 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
  - 2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少していること

※詳しくは一時支援金事務局ホームページまたは相談窓口へお問い合わせください

■問い合わせ■ 一時支援金事務局 ホームページ …… URL : <https://ichijishienkin.go.jp/>  
一時支援金事務局 相談窓口 …… 電話0120-211-240（受付時間：午前8時30分～午後7時）

# 国民年金

- 住民課医療年金係 電話 2-1123
- 港年金事務所 電話 03-5401-3211
- 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

## 【令和3年度の国民年金保険料額は 16,610円 です】

国民年金保険料 \* 納付額比較 (令和3年4月時点)

	1 か月分		6 か月分		1 年分		2 年分		
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	
<b>毎月納付</b> (納付書による現金納付、翌月末振替の口座振替)	16,610円	—	99,660円	—	199,320円	—	398,400円	—	
<b>早割</b> (当月末振替の口座振替)	16,560円	50円	99,360円	300円	198,720円	600円	—	—	
<b>6 か月前納</b>	(現金納付)	—	—	98,850円	810円	197,700円	1,620円	—	—
	(口座振替)	—	—	98,530円	1,130円	197,060円	2,260円	—	—
<b>1 年前納</b>	(現金納付)	—	—	—	—	195,780円	3,540円	—	—
	(口座振替)	—	—	—	—	195,140円	4,180円	—	—
<b>2 年前納</b>	(現金納付)	—	—	—	—	—	—	383,810円	14,590円
	(口座振替)	—	—	—	—	—	—	382,550円	15,850円

※令和4年度の国民年金保険料額は、16,590円です。

※一部免除(一部納付)の方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のご利用となります。

※クレジットカード納付による納付額は「現金納付」と同額となります。

## 【令和3年度の年金額改定について】

令和2年平均の全国消費者物価指数が公表されました。これを踏まえ、令和3年度の年金額は、法律の規定により、令和2年度から0.1%の引き下げとなります。なお、令和3年度の年金額による支払いは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

	令和2年度	令和3年度
<b>国民年金</b> (老齢基礎年金月額(満額): 1人分)	65,141円	65,075円

※年金額は、6月に送付される年金額改定通知書でご確認ください。

### ▶ 各種問い合わせ

### 受付時間

#### 一般的な年金相談に関する問い合わせ

**0570-05-1165** (ナビダイヤル)  
PHS、IP電話、海外からは03-6700-1165 (一般電話)

#### ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ

**0570-058-555** (ナビダイヤル)  
PHS、IP電話、海外からは03-6700-1144 (一般電話)

#### 一般的な国民年金の加入に関する問い合わせ

**0570-003-004** (ナビダイヤル)  
PHS、IP電話、海外からは03-6630-2525 (一般電話)

月曜日：午前8時30分～午後7時  
火～金曜日：午前8時30分～

午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付。

月～金曜日：午前8時30分～午後7時  
第2土曜日：午前9時30分～午後5時

#### 【各種問い合わせ先共通】

祝日(第2土曜日を除く)はご利用になれません。

# 後期高齢者医療保険からのお知らせ

## 令和3年度保険料について

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。

保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一となります。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

## 保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

<b>均等割額</b> 被保険者1人当たり <b>44,100円</b>	+	<b>所得割額</b> 賦課のもととなる所得金額 ※ × 所得割率 8.72%	=	<b>保険料額（年額）</b> 100円未満切捨て （限度額 64万円）
--	---	---	---	--

※……賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

## 保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

### ① 【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	<b>7割</b>
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (28.5万円 × 被保険者の数) 以下	<b>5割</b>
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (52万円 × 被保険者の数) 以下	<b>2割</b>

\* 65歳以上（令和3年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。

\* 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

\* 世帯の判定は毎年度4月1日時点（年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）で行います。

### ② 【所得割額の軽減】（東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

後期高齢者医療保険からのお知らせ（つづき）

③ 【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。

なお、低所得による均等割額の軽減（表1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

保険料の納め方について

- 75歳になった方または65歳から74歳までの方で一定の障がいがあると広域連合から認定された方
- 上記の資格を有して、他の区市町村から転入された方

については、まず全員が一定期間は普通徴収（納付書による納付）となります。

…その後、以下の要件により

<b>特別徴収</b> （公的年金からの天引き） 開始要件	① 公的年金の受給額が年額18万円以上 ② 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る年金額の2分の1以下
-------------------------------------	---

上記①②の要件を満たす方

上記①②の要件を満たさない方



普通徴収の場合、口座振替の手続きが完了すれば、以後の納付は指定口座から引き落としとなり、納付忘れの心配がなくなります。ぜひ便利な口座振替をご利用ください。

注意：国民健康保険料（税）の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の申込み手続きが必要です。詳しくはお住まいの区市町村の後期高齢者医療保険料担当にお問い合わせください。

■ 問い合わせ ■ 〈土曜日、日曜日、祝日を除く 9時から17時まで〉

- 制度のことは……
  - ➔ 広域連合お問合せセンターへ 電話0570-086-519 (IP電話、PHSの方は03-3222-4496)
- 個別のご相談・個人情報を含むことは……
  - ➔ 住民課医療年金係 電話 2-1123

交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者から受けたケガなどの医療費は、加害者（相手方）が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を東京都後期高齢者医療広域連合が一時立替え、後で加害者（相手方）に請求します。診療を受ける際には、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

また、事故（自損事故含む）にあつたら、お住まいの後期高齢者医療担当窓口にも必ず届け出てください。必要な書類（被害届など）は、担当者が事故の状況などをお伺いしたうえでご案内しますので、事故日から30日以内に提出してください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察にも届け出てください。

■ 問い合わせ ■ 住民課医療年金係 電話 2-1123

## 電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」のご案内

### 電話番号：03-5388-2245

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談（電話相談）を実施しています。相談は無料です。

ご相談者のプライバシーは固く守られていますので、安心してご相談ください。

《相談日》月・水・金曜日（祝日・年末年始の閉庁日を除く。）

《相談時間》午後1時～4時

※相談時間中は、直接、電話でご相談いただけますが、相談中の場合もございますので、事前にご予約いただくと確実です。

《事前予約》月～金曜日（祝日・年末年始の閉庁日を除く。）

《予約受付時間》午前9時～午後5時

■相談・予約・問合せ■ 東京都生活文化局広報広聴部都民の声課（電話03-5388-2245）

### 令和3年度 上半期 島しょ法律相談日 カレンダー

令和3年

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金
		2			7		2	4			2	2	4	6			3
5	7	9	10	12	14	7	9	11	5	7	9		11	13	6	8	10
12	14	16	17	19	21	14	16	18	12	14	16	16	18	20	13	15	17
19	21	23	24	26	28	21	23	25	19	21		23	25	27		22	24
26	28	30	31			28	30		26	28	30	30			27	29	

※ 斜線の日程（祝日・年末年始）は、相談はお休みです。

※ 「島しょ法律相談」は、令和3年度下半期にも実施します。

## くらしの法律税金相談会開催

弁護士・司法書士・税理士・土地家屋調査士などの法律関係者のボランティア「NPO法人司法過疎サポートネットワーク」の主催により、「くらしの法律税金相談」が開催されます。法律の専門家が無料で相談に応じます。ぜひこの機会をご利用ください。

### ◎無料相談（法律・登記・税金など）

「相続問題で親戚とトラブルになっている」  
 「子供に財産を譲ろうと思っている」  
 「土地や建物の登記のことで相談したいことがある」  
 「相続税のことや確定申告のことで気になることがある」



このような相談に  
**弁護士・司法書士・  
 税理士・土地家屋調査士**  
 などが応じます。

●相談日時：4月9日（金） 午前10時～午後4時

●相談場所：八丈町役場2階 相談室5・6

※相談に必要な資料などをご持参ください。

●実施機関・予約：NPO法人司法過疎サポートネットワーク 担当：小海（こかい） 電話03-5919-3530

※事前予約も受け付けていますが、予約なしでも相談できますので、お気軽にお越しください。また、ご自宅などでも相談できます。

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話2-1120



## 島外医療機関へ通院される方への 交通費一部助成（令和3年度）

島内の医療機関では治療できないなどの理由で島外の医療機関を受診される方に対し、交通費の一部を助成しています。

### ◎助成対象者（八丈町に住所を有する者）

- ① 島内での治療が困難であり、島外の医療機関へ通院する必要があると島内の医師が認めた方
- ② 国・東京都が認める難病医療費受給者、マル都医療券を所持している者、または小児慢性疾患医療費助成を受けている者で、その疾病のために通院する方
- ③ 身体・知的・精神障害者手帳、自立支援医療受給者証（精神）の認定を受けている者で、その障害のために通院する方
- ④ ①～③に該当する中学生以下に対する付添者（1名分に限りませ）  
（小中学生の付き添いについては、付き添われた方の航空券控えなど、同行されたことを確認できる書類を申請の際にご用意ください）

### ◎助成額・助成回数

年度内に14,090円を1回（助成対象者②、③に該当される場合には年度内最大2回。助成対象者①に該当され、年度内に継続した通院が必要と医師が認めた場合も年度内最大2回。）証明書を発行してもらった方は証明書を合わせて支給します。**助成対象区分は重複して申請できません。**

※ 島外病院に通院したことを証明する領収書等の日付にて「年度」の扱いを判断しています。

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）受診分の申請期限は令和4年4月15日（金）です。申請漏れのないようご注意ください。

### ◎申請の流れ

1. 島内医療機関にて証明書を発行してもらう。  
助成対象者②、③にて申請される方は証明書不要です。  
助成対象者①にて申請を予定している場合には、必ず上京前に証明書を発行してもらってください。  
**事後での証明書発行はできません。**
2. 島外の医療機関へ通院または入院し領収書等もらう。
3. 帰島後、以下のものをお持ちのうえ 福祉健康課にて申請してください。
  - 助成対象者①の方は「証明書」  
助成対象者②の方は「医療券」  
助成対象者③の方は障がいに関する「手帳または受給者証」
  - 領収書等  
（証明書の領収書および島外医療機関の領収書等）
  - 助成金の振り込み先  
（通院者本人名義、未成年者においては保護者の名義）
  - 印鑑

別記様式第2号（第4条関係）

証 明 書	
（八丈町島外医療機関通院交通費補助金）	
氏 名	_____
性 別	男 ・ 女
生年月日	_____
住 所	_____
診 断 名	_____
通院回数	・ 1回 ・ 継続
上記の者について、_____	
において、受診する必要があることを証明する。	
年 月 日	
東京都八丈島八丈町	
（医療機関名）	
医 師	

※ 本書は「紹介状」ではありません。島外医療機関に提出しない様、ご注意ください。また、本書にかかる「文書料」等が入った領収書は必ず保管しておいてください。

「証明書」見本

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

※令和2年度分（令和2年4月1日～令和3年3月31日までの島外医療機関への受診分）の申請期限は令和3年4月16日（金）までです。期限を過ぎますと申請できませんので忘れずに手続きをお願いします。

## 地域包括支援センターからのお知らせ

### ～ 介護保険制度について～

「介護保険制度」とは介護を必要とする方に費用の一部を給付し、適切なサービスが受けられるようにサポートする保険制度です。自立支援や、介護する家族の負担軽減を目的としています。

対象となる方と、介護保険サービスを受けられるときは以下の通りです。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象となる方	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険加入者
介護保険サービスを受けられるとき	原因を問わず要介護認定または要支援認定を受けたとき	加齢に伴う疾病（特定疾病※）が原因で要介護（要支援）認定を受けたとき

※特定疾病は16種類定められています。詳しくは福祉健康課高齢福祉係までご相談ください。

また、介護保険制度における自立、要支援、要介護とは次のような状態を指しています。

自立(非該当)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作を自分で行える。かつ、内服管理、電話の利用など、手段的日常生活動作も行える状態。
要支援1・2	日常生活上の基本動作はほぼ自分で行えるが、要介護状態になることを予防するためには、何らかの支援が必要な状態。
要介護1～5	日常生活上の基本動作についても、自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態。

介護保険サービスを受けるためには住民票のある市区町村に申請して認定を受ける必要があります。

認定の申請は町役場8番窓口で承ります。また、地域包括支援センターでは、申請前のご相談や、高齢者やご家族の方の様々なお困りごとのご相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

- 相談窓口■ ●八丈町役場地域包括支援センター 電話 9-5670  
●八丈町地域包括支援センター（養和会内） 電話 2-0580

## 介護保険のお知らせ

### 4月中旬に介護保険料「仮徴収額決定通知書」を発送します

#### ◎特別徴収とは……

年金を年額18万円以上受け取っている場合、原則として年金から介護保険料を天引きします。この方法を特別徴収といいます。

介護保険料の特別徴収には、4月・6月・8月の年金から前年度の介護保険料を暫定的に天引きする「仮徴収」と、10月・12月・2月の年金から今年度決定した介護保険料額を天引きする「本徴収」があります。

※なお、年間の介護保険料の計算を行う際に、仮徴収した金額との調整を行い、6月下旬に「令和3年度介護保険料額決定通知書」として本徴収額をお知らせします。

- 問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

## 4月の老人クラブ活動

※町内在住のおおむね60歳以上の方が対象です。

下記の日程で各地域老人クラブは定例会を開催します。

三根老人クラブ	12日（月）	三根公民館	午前9時30分～午後2時
大賀郷老人クラブ	休み		
檜立老人クラブ	2日（金）	檜立公民館	午前9時20分～
中之郷老人クラブ	15日（木）	中之郷公民館	午前9時10分～
末吉老人クラブ	6日（火）	末吉公民館	午前9時30分～

その他、老人クラブごとに様々な活動を行っています。ご興味のある方は、ご連絡ください。

#### ■問い合わせ■

三根 川上絢子 電話 2-0780 / 大賀郷 奥山妙子 電話 2-0498 / 檜立 結城 眞 電話 7-0673  
中之郷 山下和彦 電話 7-0127 / 末吉 沖山義人 電話 8-0425※

※末吉の問い合わせが変更していますのでご注意ください。

## 時間外選定療養費に関する記事の訂正

■問い合わせ■  
町立八丈病院 電話 2-1188

広報はちじょう 3月号 (No.715) 19ページに掲載の「『時間外選定療養費』のご負担について」の記事において、次のとおり訂正するとともに、お詫び申し上げます。

### 訂正前

○徴収対象時間（受付時間）

平日：午後5時15分～翌午前8時30分 / 土曜日・日曜日・祝日・年末年始：終日

※ただし、臨時診療がある場合は午後1時～翌午前8時30分

※年末年始（12月29日から1月3日）

### 訂正後

○徴収対象時間（受付時間）

平日：午後5時15分～翌午前8時30分 / 土曜日・日曜日・祝日・年末年始：終日

※ただし、土曜日の臨時診療を受診される方は対象外

※年末年始（12月29日から1月3日）

## 成人男性風しんの抗体検査・予防接種

対象者  
費用 無料!!

※島内実施機関のみ

◆対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性

◆受けられる医療機関 町立八丈病院 ・ 岩渕クリニック

※八丈町が実施する特定健診などでも 抗体検査 が受けられます。

◆実施期間 令和4年3月31日まで

対象者には3月末にクーポン券等が送付されています。届いていない方はご連絡ください！

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

## 来島者数・観光客数推計

■問い合わせ■ 産業観光課観光係 電話 2-1125

	空 路		海 路		合 計		観光客（推計）		前年比
	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	
4月	1,169	8,240	115	2,389	1,284	10,629	888	7,350	-87.9%
5月	566	8,953	85	2,433	651	11,386	622	10,875	-94.3%
6月	1,341	6,296	455	981	1,796	7,277	1,358	5,501	-75.3%
7月	3,591	9,238	932	2,300	4,523	11,538	3,512	8,960	-60.8%
8月	6,968	13,087	1,485	3,928	8,453	17,015	7,155	14,402	-50.3%
9月	4,568	8,485	1,053	2,205	5,621	10,690	4,686	8,911	-47.4%
10月	5,613	7,740	935	975	6,548	8,715	4,325	5,756	-24.9%
11月	7,574	8,979	1,278	1,437	8,852	10,416	6,140	7,225	-15.0%
12月	5,728	7,427	681	1,201	6,409	8,628	3,795	5,109	-25.7%
1月	2,488	6,690	289	963	2,777	7,653	1,738	4,791	-63.7%
2月	2,405	6,308	242	816	2,647	7,124	1,431	3,852	-62.9%
計	42,011	91,443	7,550	19,628	49,561	111,071	35,650	82,732	-56.9%

## 4月 子どもの定期予防接種のお知らせ

B型肝炎・四種混合・ロタ集団予防接種	8日(木) 午後1時30分～3時30分
BCG集団接種	22日(木) 午後1時30分～2時
麻疹風しん第1期集団接種	22日(木) 午後2時～2時30分
ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種	22日(木) 午後2時30分～3時30分
予約制個別接種	8日(木) 午後3時30分～4時 22日(木) 午後3時30分～4時

■ 予約・問い合わせ ■  
福祉健康課保健係  
電話 2-5570



★会場：町立八丈病院小児科

予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した方や時間の都合がつかない方などのために設けています。ご希望の方は、実施日の1週間前までにご連絡ください。

## 子ども家庭支援センターからのお知らせ

■ 開館日 ■ 平日：午前8時45分～午後5時 第4土曜日：午前9時～正午（交流ひろばのみ）  
第4土曜日以外の土、日、祝日はお休みです。

★交流ひろばの催し★

**新型コロナウイルス感染防止の観点から  
4月の催しは中止とします。**

〈交流ひろばの利用について〉

密集状態を避けるため、同時刻の利用を5組までとします。  
ご利用の際はマスク着用の上、手指消毒、検温にご協力ください。  
ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

第4土曜日（24日）も  
交流ひろばで遊べます♪

☆初めてご利用になる皆さんへ☆

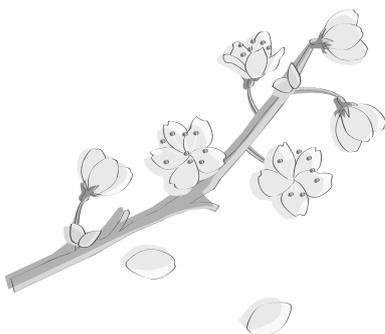
利用登録が必要となります。来所の際、窓口にてお声かけください。お待ちしております！

■ 問い合わせ ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

## 第40回小笠原親善訪問の中止について

6月24日～29日の日程で予定しておりました小笠原親善訪問は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止します。

■ 問い合わせ ■ 総務課庶務係 電話 2-1121



# 4月の母子保健

■問い合わせ・申し込み■

福祉健康課保健係 電話 2-5570

**今月の健康診査** 会場：保健福祉センター ※健診の対象者には個別通知します。

3～4か月児・産婦健康診査 13日（火） 受付：午前9時～10時

○対象 令和2年11月5日～令和3年1月13日生まれの乳児とその産婦

3歳児健康診査 22日（木） 受付：午前9時～10時15分

○対象 平成30年2月19日～平成30年4月22日生まれの幼児

4歳児歯科健康診査 14日（水） 受付：午前9時～10時15分

○対象 平成29年1月14日～平成29年4月14日生まれの幼児



**こども心理相談（要電話予約）** 会場：保健福祉センター

27日（火） 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6か月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

**すくすく相談（要電話予約）** 会場：保健福祉センター

23日（金） 午前9時～11時

日ごろの子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳を持参してください。

**もぐもぐ離乳食（要電話予約）** 会場：保健福祉センター

20日（火） 午前10時～11時30分

生後7か月から11か月の保護者を対象として、お子さんの月齢や発達に合った離乳食の進め方についての教室を開催しています。安心して離乳食を進めることができるように実際に試食をしながら、離乳食についての不安を一緒に解決しましょう。

○持ち物：三角巾、エプロン、母子手帳、おんぶ紐（必要な方）

## 春の全国交通安全運動 4月6日（火）～15日（木）

期間前は、交通安全パレード（車両パレード）を行い、期間中は、各種キャンペーンや街頭活動を行い、交通事故防止を呼び掛けてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

また、昨年、島内で多発した飲酒運転事案を絶対に発生させないという気概で、期間中だけでなく、期間の前後におきましても、飲酒運転をはじめとした悪質交通違反の取り締まりを強化します。島内では、駐車場内での事故が増加しています。周囲の安全確認の徹底と、急がず慎重な運転を一人ひとりが心掛け、みんなで交通事故をなくしましょう。

### 交通パレード

日程：4月4日（日） ※車両パレードのみ（雨天実施）

車両パレード区間：	午前9時30分ごろ～	末吉地域	（あさめま商店～末吉公民館）
	午前9時45分ごろ～	中之郷地域	（八丈島ガーデン荘～中之郷駐在所）
	午前9時55分ごろ～	檜立地域	（富次朗商店～檜立駐在所）
	午前10時15分ごろ～	大賀郷地域	（大賀郷小学校前～旧町役場駐車場）
	午前10時45分ごろ～	三根地区	（開善院入口～八丈ストア前）

■問い合わせ■ 八丈島警察署交通係 電話 2-0110

### ～八丈町民 一人一人が交通安全意識を持ちましょう。～

交通安全運動期間中、交通安全協会・母の会など民間ボランティアによる通学路横断時の見守り活動が行われます。防災無線・電光掲示板・電柱幕などにより、交通安全運動の啓発を行います。

■問い合わせ■ 総務課庶務係 電話 2-1121

# 環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

## 一般廃棄物処理手数料改正・変更点について

### ◎粗大ごみは全面有料化

南原処理場（有明興業）への粗大ごみの持ち込みについて、10kgにつき200円＋消費税相当額の粗大ごみ処理手数料を徴収します。その場でお支払いいただくので、手数料をご用意ください。

### ◎建築廃材の粗大ごみとしての受入中止

建築廃材は、粗大ごみとしての受け入れを原則中止します。ただし日曜大工程度で発生した合計100kgまでの廃材は、粗大ごみとして持ち込むことができます。100kgを超える場合や次の物品類は、少量であっても粗大ごみとして受け入れ出来ませんので、販売店や工務店等または南原処理場受付窓口にご相談ください。

《外壁材・屋根材・便器・浴槽・流し台・洗面台・門扉・配管類・電線等》

### ◎事業系一般廃棄物処理手数料（じん芥処理）を引き上げ

事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物の処理手数料（じん芥処理）は、kgあたり10円＋消費税相当額に引き上げとなります。ごみの排出量が少ない事業者でも、年間300kgを最低基本排出量として、手数料を納付していただきます。今年度分の納付書は7月頃郵送する予定です。

### ◎し尿（雑排水を含む）処理手数料を引き上げ

事業活動に伴って生じた分および一般家庭から排出されるし尿について、処理手数料を10ℓにつき11円＋消費税相当額に引き上げます。（浄化槽汚泥処理手数料は10ℓにつき9円＋消費税相当額で据え置き）

## 「ごみ分別区分表」を改訂しました

令和3年4月からの粗大ごみ全面有料化に伴い、「ごみ分別区分表」の改訂版を作成し、広報に折り込みました。ご家庭の見やすい場所に掲示して、ごみの正しい分別と減量化にご協力をお願いします。

### ◎主な変更点（収集日や分別区分等の変更はありません。）

- ① 粗大ごみ全面有料化のため、粗大ごみと戸別収集の運用に関する記述を見直しました。
- ② それぞれのごみの出し方について、住民の方々から質問が多かった点を反映し、紙面をより詳しく、わかりやすくしました。

## 粗大ごみの戸別収集サービス（有料）と運用変更について

ご家庭からの粗大ごみについて、南原処理場（有明興業）へ直接持ち込むことが困難な場合は、粗大ごみの戸別収集サービス（有料）をご利用ください。

### ◎料 金……収集手数料 1回につき1,000円（1個）、1個追加ごとに500円

※別途粗大ごみ処理手数料もかかります。

### ◎予約受付……月曜日～土曜日 八丈島衛生総合企画（電話 2-0855）

- ※利用上の注意
- 依頼する粗大ごみの大きさや数量を必ずお伝えください。
  - 収集業務の範囲は、ご家庭の玄関先から処分場までの運搬です。
  - 衣類や布団、棒状の長物類等は、1梱包を1個とカウントします。

戸別収集 できないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）、パソコン</li> <li>● 農業用器具（ビニール・ネット類含む）、漁具、医療用器具、自動車部品</li> <li>● 重量物および長尺物（別途料金を負担いただき、運搬できる場合がありますので、八丈島衛生総合企画にご相談ください。）</li> </ul>
----------------	--

※上記に該当しないものでも、収集出来ない場合がありますので、詳しくは収集業者にご確認ください。

### 〈戸別収集の手数料の支払い方法の変更について〉

これまでその場で収集手数料をお支払いいただき、1回につき100kgを超える場合は、別途粗大ごみ処理手数料を後日請求していましたが、粗大ごみ全面有料化に伴い、今後は収集手数料と粗大ごみ処理手数料を合算して後日納付書を送付します。

## 作業員は困っています ～ごみ出しマナー向上プロジェクト～ その12

### 【お願い】 ごみは収集日の朝（8時30分まで）に出し、きちんとカラスネットをかけてください

ごみ出しマナー向上プロジェクト第1回でもお伝えしましたが、時間外に出すほか、ネットもかけない常習者が多く、集積所がカラスやネコに荒らされ、収集作業員が困っています。また収集後の後出しも減りません。特に資源ごみは物によって収集業者が違うため、まだ置いてあるからといって、集積所にごみは出さないでください。

### 【お願い】 細いひも、糸、テグス等は、ひも類のみ別の袋に入れ、「ひも」と明記して出してください

長ひも類はクリーンセンターのクレーンでごみの攪拌時にクレーンのツメに絡まってしまいます。作業を中断し、取り除くことになり、大変苦勞しています。焼却炉の開閉に支障をきたす恐れもあり、火災の原因にもなりますので、切って出すか、「ひも」と明記して袋に入れて出してください。

# 水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道浄化槽係 電話 2-1128  
FAX 2-7231

## ◆ 水道の届出を忘れずに ◆

新生活のスタートする季節は、引っ越しが多くなります。3月下旬から4月上旬の時期は、水道の開栓・閉栓のお手続きで窓口が大変混み合います。引っ越しの日が決まりましたら、**早めの手続き**をお願いします。

### 【水道の手続き】

引っ越しされる際には、**事前に水道使用の開始・中止の手続きが必要になります**。印鑑をご持参のうえ、八丈町企業課水道浄化槽係または各出張所にお越しください。

**手続きをせずに引っ越しをされた場合、引っ越しの後もお客さま使用分として水道料金の請求が発生しますので、必ず届出をお願いします。(さかのぼっての中止はできません。)**

また、**手続きを済ませ引っ越した場合でも、引っ越しした日までの精算分の水道料金が発生します。納め忘れのないようお願いいたします。**

### 【アパート等を管理されている方へ】

水道の使用開始、中止には届出が必要です。アパート等の賃貸借の場合、入退去が決まりましたら企業課水道浄化槽係または各出張所にてお手続きいただくようお願いいたします。

## ◆ お願い ◆

ご自身の使用している水道の使用名義を今一度「水道使用量のお知らせ」でご確認ください。変更が必要な場合には、下記の届出のお手続きをお願いします。

※届出の際には、「水道使用量のお知らせ」に記載の「お客様番号」をお知らせください。

## ◆ 各種届出 ◆

状 況	提出書類	提出先
転入時（島外から）	水道使用開始届	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業課水道浄化槽係</li> <li>● 各出張所</li> </ul>
転出時（島外へ）	水道使用中止届	
転居時（島内で）	水道使用開始届・水道使用中止届	
使用者の名義または請求先が変わるとき	水道使用開始届	
給水装置の所有者名義が変わるとき	給水装置所有者変更届	

※水道料金のお支払いには便利な口座振替をご利用ください。

## し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、および祝日となります。（広報裏表紙のカレンダーをご覧ください）

◆収集運搬業務の受付時間 …… 午前8時～正午、午後1時～4時

◆し尿・雑排水の収集依頼先 …… (株)八丈島衛生総合企画 電話 2-0855

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

## 手数料、使用料等は期限内にお納めください

納入通知書を紛失されても町会計課および各出張所でお支払いできます。

口座振替は納め漏れがなく安心です。ぜひご検討ください。

## 言語機能訓練（事前予約制）

■問い合わせ・申し込み■  
福祉健康課保健係 電話 2-5570

言語聴覚士による言語機能訓練を月1回実施しています。

○日時：5月14日（金）午前9時15分～午後4時 申込締切：4月30日（金） ○場所：保健福祉センター

## 犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により、犬を飼育する際には、市町村への登録と年1回の予防注射が義務付けられています。八丈町では飼い犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で行います。お近くの会場でお済ませください。

### ▼ 日 程 ▼

実施日	会 場	時 間
4月22日(木)	小宮山久男商店駐車場	午前9時 ～ 10時
	漁協テングサ倉庫前(護神)	午前10時10分 ～ 10時30分
	パパズ・イン駐車場(底土)	午前10時40分 ～ 11時
	漁協神湊倉庫跡(仲屋商店前)	午前11時10分 ～ 11時30分
	旧 西見バス停前	午後1時30分 ～ 2時
	東海汽船 八重根待合所前	午後2時15分 ～ 2時40分
4月23日(金)	大賀郷公民館駐車場	午前9時30分 ～ 10時00分
	檜立公民館車庫	午前10時15分 ～ 10時40分
	中之郷公民館前	午前10時50分 ～ 11時10分
	末吉公民館前	午前11時20分 ～ 11時40分
	八丈町保健福祉センター駐車場	午後2時 ～ 3時

### ▼ 料 金 ▼

◎予防注射料金	3,750円	
〈内訳〉	●予防注射料	3,200円
	●注射済票交付手数料	550円
◎登録手数料(新規登録する犬のみ)	3,000円	



※円滑に受付を行えるよう、できるだけお釣りの無いようにご用意ください。

### ▼ 予診票について ▼

案内通知とともに予診票を同封しますので必要事項をご記入のうえ、接種当日にお持ちください。

#### ◎「鑑札(カンサツ)」と「注射済票(チュウシャシミヒョウ)」

飼い犬の登録を行ったときには「鑑札」を、注射を済ませたときには「注射済票」を交付しています。「鑑札」は登録時の一生に一回、「注射済票」は毎年の注射の度に交付しますので、両方とも必ず飼い犬につけてください。万が一、迷子になったときの迷子札の役割を果たします。なお、紛失した場合には再交付ができますが手数料がかかります。

### ▼ 留意事項 ▼

- 登録と注射を受ける犬は、生後91日以上の子犬です。
- 注射を受けさせる日には犬を清潔にし、会場へは犬をおさえられる方が連れてきてください。
- 実施日に来られない方は、後日、八丈動物病院にて接種を行ってください。
- 新たに飼いはじめた犬、島外から転入してきた犬は、町への登録と登録の変更届が必要です。福祉健康課保健係までお問い合わせください。
- 飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行わない、飼い犬に「鑑札」「注射済票」をつけていない場合、狂犬病予防法により20万円以下の罰金を科されることがあります

**\* 新型コロナウイルス感染症対策について \* マスクの着用をお願いします。**

■問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

## 毎年4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です

毎年4月2日は国連で定めた「世界自閉症啓発デー」です。日本では、世界自閉症啓発デーからの1週間を「発達障害啓発週間」と定め、発達障害について多くの方々に広く知っていただく機会としています。

### ★ 発達障害とは？ ★

「発達障害」は、脳機能の発達に関係する障害です。発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくないとされていますが、その特性は、親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものだという理解が必要です。

発達障害者支援法（平成17年4月施行）において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

また、同じ人にいくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく、個人差もとても大きいのが特徴と言われています。

### ★ 発達障害の特性（タイプ別） ～政府広報オンラインより～ ★

#### ● 広汎性発達障害

コミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に関係する発達障害の総称です。自閉症、アスペルガー症候群のほか、特定不能の広汎性発達障害などを含みます。

##### 《自閉症》

「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴を持つ障害です。最近では、自閉症スペクトラムと呼ばれることもあります。

##### 《アスペルガー症候群》

広い意味での「自閉症」に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、興味・関心のかたよりに」があります。自閉症のように、幼児期に言葉の発達の遅れがないため、障害があることがわかりにくいのですが、成長とともに不器用さがはっきりすることが特徴です。

#### ● 学習障害

全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示すさまざまな状態をいいます。

#### ● 注意欠陥多動性障害

「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障害です。

■問い合わせ■ 福祉健康課障がい福祉係 電話 2-5570

## 図書館からのお知らせ

- 今月のおはなし会 当分の間おはなし会は中止します。
- 休館日 毎週月曜日、29日（木・昭和の日）、30日（金・館内整理日）
- 開館時間 午前10時～午後5時（当分の間は時間短縮で開館します）
- 八丈町立図書館ホームページ <http://www.hachijo-library.jp/Library/>  
スマートフォンでも資料検索がしやすくなりました！

### 返却期限を過ぎてはいませんか？

お手元の本、雑誌、DVDなどの返却日をご確認ください！  
坂上各出張所でも返却できます。（平日午前8時30分～午後5時15分）  
図書貸出カードの更新には、「ご本人の来館と身分証明書の提示」が必要です。



八丈町立図書館  
ホームページ

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-0797

# 教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話 2-7071

## 今月の学校行事

- 各小・中学校 始業式 期日：6日（火）
- 各小学校 入学式 期日：6日（火）
- 各中学校 入学式 期日：7日（水）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在計画されている学校行事についても、今後の状況に応じて縮小・延期或いは中止する可能性もあります。



## 小中一貫教育がスタートしています！

八丈町では、大きく変化してきている社会情勢に柔軟に対応できるようにするために、義務教育期間の小中学校9年間で「自分の力でたくましく生き抜く子」の育成を目指して、小中一貫教育を平成30年度（2018年度）より始めました。

具体的には、

- 自ら考え、判断して行動し、目標に向かって粘り強く取り組む子ども
- 他者と関わる中で、積極的にコミュニケーションをとり、自分の考えや気持ちを表現することを通して、温かい人間関係を築くことが出来る子ども

を育てることを目標に進めます。

そのために、各地区の小中学校では9年間の学習カリキュラムなどを編成して、小中学校の先生方が協力し合って一貫した教育活動を行います。

また、学校の **通称名** は次のようになります。（学校の正式名称は変わっていません）

- 〈 三根地区 〉 三根学園三根小学校      /      三根学園富士中学校
- 〈 大賀郷地区 〉 大賀郷学園大賀郷小学校      /      大賀郷学園大賀郷中学校
- 〈 坂上地区 〉 三原学園三原小学校      /      三原学園三原中学校

入学式、卒業式や各種行事等は **学園名** の表示となりますので、よろしくお願いします。

## 学校の敷地内禁煙です！

東京オリンピック・パラリンピック大会を健康増進の取組の契機として、国や都において法整備が進められ、これらを踏まえ、八丈町立小中学校の敷地内は『**全面禁煙**』となっています。

**学校休業日や時間帯に関係なく、各種学校行事や施設利用時についても敷地内禁煙となります**ので、ご協力をお願いします。

- 八丈町教育相談室 電話 2-0591（火・水・木：午前9時から午後5時）
- 東京都いじめ相談ホットライン 電話0120-53-8288（24時間、教育相談全般）  
（東京都教育相談センター）
- 東京いのちの電話 電話03-3264-4343  
（日・月・火：午前8時から午後10時まで / 水・木・金・土：24時間）

# 【伐採木を無料で配布します】 令和3年度 八丈町 道路事業伐採木 無料配布（試行）のお知らせ

昨年度より八丈町建設課では道路事業において発生する伐採木の、無料配布を行っています。  
令和2年6月～令和3年2月までの実績は、約60tの搬入に対し、50件ほどで約45tの配布が行われました。  
今年度についても引き続き試行という形で配布を行いますので積極的にご活用ください。

★ 受付票を投函されず伐採木を持ち帰る方がいらっしゃいますが、必ず受付票の提出をお願いします ★

**配布期間：4月1日（木）～令和4年3月31日（木）**

**利用時間：午前10時～午後4時（配布希望者に限る）**

**配布場所：**三根162番地 建設課伐採木ストックヤード  
(富士グラウンド近く/下図参照)

**配布対象：**個人および団体など（事前申し込み不要）

**配布樹木：**直径50cm以下、長さ0.5～1m程度に切断されたもの

※1人当たりの持ち帰り数量に制限は設けません。



現地写真

## ★ 注意事項 ★

- 伐採木は不定期に搬入しておりますので、作業中の重機や車両には近づかないようにしてください。
- 伐採木の積込はご自身でお願いします。積込の補助は行いません。
- 運搬車両や重機、チェーンソー等の貸出は行いません。
- 伐採木の運搬、積込にあたってのケガや事故、トラブルについては一切の責任を当方では負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 転売等、営利目的の場合は配布をお断りする場合があります。
- 伐採木は薬剤処理を行っておりません。害虫等の発生については責任を負えませんのでご了承ください。
- 樹種の選別は行っていませんのであらかじめご了承ください。
- 伐採木は最後まで責任をもって使用し、不法投棄などはしないでください。
- 氏名・団体名の申告、利用方法については町ホームページよりダウンロードした受付票に記載し、現地のポストか建設課（町役場2階19番窓口）へ申告をして頂きます。（建設課窓口にも受付票を備え付けます。）
- 各事業での伐採木の発生状況・時期によりストックヤードの資源量は変化します。

※周辺には住宅がありますので、路上への駐車はご遠慮ください。

※ご利用の際は受付票をご記入の上、ポストへ入れてください。

※受付票・筆記用具は現地には用意しておりませんので、事前にご準備ください。

※現地に職員は常駐しておりません。当日のご不明点は建設課までお電話ください。



■ 問い合わせ ■ 建設課建設係 電話 2-1124

## 令和3年度 ファミリー・サポート提供会員（有償ボランティア）大募集！

～お子さんのお預かりへご協力願えませんか？（短時間でもOK）～

### ★提供会員（ボランティア）の条件：

八丈町に在住・在勤している方で、心身共に健康で、援助活動に理解と熱意を有し、援助活動を行うことができる満20歳以上の方

※提供会員になるには計5時間程の講習（随時実施、有資格者は一部受講免除となることあり。）を受講して頂きます。

※活動中の事故に備えた補償保険（保険料は町が負担）に自動的に加入されます。

### ★援助活動の対象児童：利用会員の子どものみで、概ね生後6カ月～10歳未満の児童。

### ★活動場所：原則は提供会員の自宅。

ただし事務局と会員双方の合意があれば利用会員宅等別の場所も可。

### ★謝礼金：活動後に利用会員から提供会員へ支払い

平日午前8時～午後5時 …………… 1時間800円

平日上記以外の時間と土日・祝日・年末年始 …………… 1時間1,000円

※その他、提供会員に実費の負担分が生じた場合は利用会員が支払い

### ★活動の例：保護者に何か用事等がある際の子供の預かり、保育園への送迎等

※保育以外の援助（家事や学習指導）、病児保育、宿泊を伴う預かりは行いません。

### ★提供会員さんの声★



#### 良かったことは？

家の子ども達に新しいお友達が作れて、一緒に様々な体験ができました。

#### 不安だったことは？

お預かりのお子さんが退屈しないか不安でしたが、ご近所のお友達も交えて楽しく過ごすことができました。

★「両方会員」（「利用会員」、「提供会員」両方申込）も歓迎です。

★都合のよい日時や時間での活動で構いません。詳細はお気軽にお問い合わせください！

…… ファミリー・サポートとは ……

八丈町ファミリー・サポート・センター（事務局：子ども家庭支援センター）にて、育児の援助を受けたい方（利用会員）へ、育児のお手伝いをしたい方（提供会員）を紹介し、双方の合意がとれた場合に会員同士で子どもの保育等に関する相互援助活動を行っています。会員は登録制です。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2 - 4300

## 八丈町英会話教室 生徒募集！！ ～楽しく英語に触れあおう！～

★受講資格 八丈町在住の小学生以上の方

★クラス ①小学生クラス …………… 小学生を対象としたクラス

②一般クラス …………… 大人を対象としたクラス（中・高校生含む）

③ベビーママクラス …… 親子（未就学児同伴）で受講できるクラス

※クラスの内容は、時間や曜日ごとに異なります。

★場 所 大賀郷公民館（月・火）、三根公民館（水・金）、中之郷公民館（木）

★受 講 料 無料

★申込方法 ①「申込書類」を記入のうえ、教育課窓口、各出張所に提出してください。

② メールアドレスをお持ちでない方は、別途返信用封筒が必要です。

（あて名を記入し、必要分の切手を貼付してください。）

③ 申込締切後にクラス編成を行い、みなさんに通知します。

★申込締切 4月19日（月）

教育課窓口、各出張所で「申込書類」を配布しますので、利用方法や時間割、実施日などの詳しい情報はこちらをご確認ください。

■問い合わせ■

教育課生涯学習係 電話 2 - 7071



# 八丈病院からのお知らせ

■問い合わせ■

町立八丈病院事務局 電話 2-1188

## ● 臨時診療について（受診方法別）

診療科名	受診方法	時間等
●耳鼻咽喉科	受診日当日受付	当日受付時間：午前8時～11時 ※日程は防災無線でお知らせします。
●整形外科	外科受診後予約	—
●皮膚科      ●眼科	電話または来院し 当院予約係にて予約	予約係受付時間：開院日の午前9時～正午
●精神神経科      ●糖尿病内科 ●甲状腺内科      ●消化器内科 ●腎臓内科          ●神経内科 ●泌尿器科	内科受診後予約	—
●糖尿病教室	当日来院	医師による糖尿病についての基本指導など ★ 今月は4月23日（金）開催予定です。

## 八丈島スポーツ親善大使 木場克己氏の任期を更新しました！



木場克己氏（写真中央）

平成21年からスポーツトレーニング場所として頻りに八丈島を利用していただいていたスポーツトレーナー木場克己氏に平成28年3月18日、八丈島スポーツ親善大使を委嘱しました。

委嘱後もトップアスリートへのスポーツトレーニングだけではなく、八丈町民に向けた講習会、八丈島内各種イベントでのウォーミングアップ等の指導、さらにはSNSを利用した八丈島のPRや各種メディアへの露出による八丈島の知名度向上など多大な貢献をしていただきました。

今後も八丈島のスポーツ振興やスポーツ環境および観光資源の広報活動に大きく貢献していただけると考えられるため、令和8年3月まで任期を更新しました。

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-0797

## 4月の航路ダイヤ

詳しくは各事業者などに問い合わせください。

■問い合わせ■

- 東海汽船…………… 電話 2-1211
- 東邦航空予約センター …… 電話 2-5222
- ANA…………… 電話0570-029-222

## 町へのご意見など

八丈町へのご意見などがありましたらお寄せください。電話、郵送、FAX、電子メールいずれの方法でも構いません。ただし、氏名・住所・ご連絡先の記載のないものについては回答をいたしかねますのでご了承ください。

■問い合わせ■ 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551-2 八丈町企画財政課企画情報係  
電話 2-1120 FAX：2-4824 メール：ha130@town.hachijo.tokyo.jp

# SCHEDULE 2021 4月

三根公民館 大賀郷公民館 樫立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 立町八丈病院 多目的ホール「おじゃれ」

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
掲載の予定等は全て編集段階のものであり、中止、延期などの可能性があります。						
4	5	6	7	8	9	10
し尿収集運搬休業日	コミュニティセンター休館日 図書館休館日					し尿収集運搬休業日
11	12	13	14	15	16	17
し尿収集運搬休業日	コミュニティセンター休館日 図書館休館日	3~4か月児・産婦健診 保福 受付9:00~10:00	4歳児歯科健診 保福 受付9:00~10:15			
18	19	20	21	22	23	24
し尿収集運搬休業日	コミュニティセンター休館日 図書館休館日	もぐもぐ離乳食 保福 10:00~11:30 (要予約)		3歳児健診 保福 受付9:00~10:15	すくすく相談 保福 9:00~11:00 (要予約)	し尿収集運搬休業日
25	26	27	28	29	30	
し尿収集運搬休業日	コミュニティセンター休館日 図書館休館日	こども心理相談 保福 9:00~16:00 (要予約)		図書館休館日 し尿収集運搬休業日	図書館休館日	

## 町役場開庁日

平日午前8時30分  
～午後5時15分

## 温泉休業日

※定休日が祝日の場合は営業します。

	休	業	日		
ふれあいの湯	5日	12日	19日	26日	毎週月曜日
みはらしの湯	6日	13日	20日	27日	毎週火曜日
ザ・BOON	7日	14日	21日	28日	毎週水曜日
やすらぎの湯	1日	8日	15日	22日	毎週木曜日

## 4月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

### 三根

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
					燃・害	
4	5	6	7	8	9	10
	金属	燃・害	資源古着	びん	燃・害	
11	12	13	14	15	16	17
	金属	燃・害	資源		燃・害	※
18	19	20	21	22	23	24
	金属	燃・害	資源		燃・害	
25	26	27	28	29	30	
	金属	燃・害	資源		燃・害	

### 大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				燃・害	金属	
4	5	6	7	8	9	10
	燃・害	資源古着		燃・害	金属	
11	12	13	14	15	16	17
	燃・害	資源		燃・害 びん	金属	※
18	19	20	21	22	23	24
	燃・害	資源		燃・害	金属	
25	26	27	28	29	30	
	燃・害	資源		燃・害	金属	

### 樫立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				燃・害	金属	
4	5	6	7	8	9	10
	燃・害		資源古着	燃・害	金属	
11	12	13	14	15	16	17
	燃・害		資源	燃・害 びん	金属	※
18	19	20	21	22	23	24
	燃・害		資源	燃・害	金属	
25	26	27	28	29	30	
	燃・害		資源	燃・害	金属	

※ 第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。